

議第44号

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を改正する条例

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号列記以外の部分中「第54条」の右に「又は食品表示法第6条第8項」を加え、同項第7号中「食品等」を「器具又は容器包装」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 食品表示法第5条の規定に違反して食品又は添加物を販売した特定食品等事業者

附 則

この条例は、食品表示法の施行の日から施行する。

提案理由

食品表示基準に従った表示がされていない食品又は添加物を販売した特定食品等事業者が自主回収に着手したときに、その旨を市長に報告しなければならないこととする必要があるので提案する。